

平成26年度事業計画書

自 平成26年 4月 1日

至 平成27年 3月31日

基本方針

公益財団法人として、京都府下の中小企業勤労者の福祉の向上と中小企業の振興・発展及び地域社会の活性化を図るため、さらなる積極的な事業展開が求められています。そのためには会員ニーズに則した新規事業の企画と実施を積極的に行い、会員確保と拡大を図り、当センターが当地に根差すための知名度アップを図ります。

重 点 施 策

1. 会員拡大と退会防止の取組

アベノミクス効果も出てきている状況とはいえ、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、会員数はここ数年減少の一途を辿っている。

まずその状況に歯止めをかけるため、以下の施策を実施する。

(1) 会員拡大

今期も引き続き加入率が高い金融機関やセンター役員及び既存会員からの紹介先と各種データから入手した企業先の訪問活動を中心に獲得にあたる。併せて新規事業の参加募集を広報し、加入メリットを周知して加入促進を図る。

また、効率かつ効果的に会員獲得を図る施策として、地域別にリストアップした企業にDM発送を実施するとともに、職員が電話による加入交渉行い、その結果入会の可能性のある先については、別途加入推進員が直接訪問活動を行ない、加入獲得に結びつける。

(2) 退会防止

退会防止策として前年から取り組んでいる疎遠先の訪問活動を、今期はさらに進化させ、職員による近隣会員事業所へセンターに対する要望等の聞き取り訪問活動を実施する。

また、退会理由で最も多い「利用しない」の対応策として、センターが実施する自動給付を除き、厚生事業や補助事業を一年間一度も利用されていない会員に対し、実用品等の配布活動を行う等、対策を講じる。

2. 厚生事業の充実

(1) 会員ニーズに沿った新規補助事業と参加しやすいイベントの開催

- ① 会員の生活安定を支援することと地元商店街の振興を目指す事業として、「地域振興センター券（仮称）」の発行に向け、関係団体との協議等を行い、その準備を進める。
- ② 通勤補助事業としてバス・地下鉄等の回数券・カードに補助をつけ、安い料金で利用できる事業を実施する。
- ③ 北部会員について、市内で開催するイベント参加は遠距離のため実質不可能との声もあり、北部会員限定の特典の伴う補助事業として、地元ガソリンスタンドとの提携による、ガソリンの安価利用事業が実施できるよう調整する。
- ④ 会員が個人でも参加しやすい四季を感じるイベントをテーマとして、会員・家族対象とする事業も行う。

(2) サークル活動の活性化

健康維持増進等により仕事への意欲を図るため、新規補助事業としてサークル活動を推進してきたが、現在はハイキングサークルのみの活動に止まっている。同じ趣向の者同士の交流の場として、新しいサークルを検討してきたが、今期から「サイクリングサークル」を設け、活動機会の充実を図る。

(3) 健康維持増進事業の強化

健康維持増進と職場の団結力をサポートする各種スポーツ大会は例年通り実施する。特に近年形骸化になりつつある軟式野球大会については、近畿の各センターの優勝チームで対抗戦を行う機運が高まっており、実施する方向で調整する。

また、京都府健康対策課との共催で、がん検診奨励の健康啓発セミナーを定期的に開催し、併せて補助事業である人間ドック受診を会員に広く呼び掛ける。

3. 広報活動の展開

会員拡大については、これまで各金融機関や既存会員からの紹介による獲得活動に終始してきたが、昨年公益財団法人として新たなスタートを切るにあたり、情報媒体による訪問先を選定し、販路拡大を図ったが、センターの知名度についてはまだまだ浸透していないことを痛感した。

そこで、センターの知名度・認知度を上げるため、パンフレットの改定やノベルティグッズ、愛称・イメージキャラクターの開発等、広報について抜本的に見直すことに着手する。

4. 国（京都市経由）の受託事業

公益財団法人として、当センターの目的である中小企業の発展と地域社会の活性化に貢献できる事業である「地域人づくり事業」を受託し、府下の中小企業で働く若年勤労者の定着促進を支援する。

当該事業については、独立した事業として位置づけ、専門員（コーディネータ及びアドバイザー）による中小企業の代表者や担当者に相談・助言・提案を行い、また専門分野の講師（社会保険労務士や中小企業診断士等）によるセミナー等も随時開催し、雇用管理の改善により、特に若年勤労者の定着促進を図ることを目的に実施する。

事業内容

【公益目的事業】

1. 自己啓発事業

会員が充実した生活を送るための自己啓発を目的とした事業で、次の各種セミナーを開講する。

- (1) 合同ビジネスセミナー（4月の5日間 各8名程度）
- (2) 健康啓発セミナー（年4回程度 京都府健康対策課との共催）
- (3) 書道・絵画教室

2. 余暇活用事業

会員及びその家族が余暇活用を目的とした事業で、コンサート・観劇・展覧会・映画・アミューズメント施設等のチケット割引購入の斡旋、またバスツアーやカニツアー・各種契約施設・大型テーマパーク利用券の一部補助も行う。“四季を感じるイベント”をテーマに春は観桜婚活、夏は事業

所対抗レクレーション大会、秋は中秋の名月鑑賞会、冬はスポーツ大会参加者交流会を予定しており、26年度もタイムリーな提供を行う。

3. 生活安定事業

会員の生活の安定を支援する事業で、当センターのスケールメリットを活かし、割引提携を行っている店舗等施設における会員証呈示により、低廉価格で生活物資・物品の購入が可能となるため、26年度も提携施設の拡大に努める。

4. 健康維持増進事業

会員及びその家族の健康維持増進に寄与する事業として

(1) 定期健康診断・人間ドック検診の助成

会員の豊かな生活を送るための助成で、定期健康診断・生活習慣病予防は事業所会員のみ、人間ドックは個人会員も助成する。(助成金1,000円～2,320円)

(2) スポーツクラブの安価利用

会員及びその家族の健康維持増進と活力向上を目的とし、法人会員料金で利用可能(通常より2,000円安価)

(3) 各種スポーツ大会の実施

4月春季ゴルフ大会、5月ソフトボール大会、6月ボウリング大会・軟式野球大会、9月特別企画ゴルフ大会、10月フットサル大会・テニス大会、11月秋季ゴルフ大会を実施。

(4) スポーツ交流会の開催

各種スポーツ大会の成果報告と参加者相互の交流会を実施する。

(5) サークル活動の増設

健康維持増進に対する補助事業として、ハイキングサークルがあるが、会員の交流機会を増やす目的から、今期よりサイクリングサークルを増設する。

5. 顕彰事業

中小企業の振興発展(人材確保と定着の増進)を目的に、会員企業の15年・20年・25年以上の永年勤続者を対象に、表彰及び情報交換会を実施する。

永年勤続助成金は5年(5,000円)・10年(10,000円)・15年(15,000円)・20年(20,000円)である。

6. 勤労者助成事業

(1) 慶弔給付助成金

大企業で実施されている福利厚生事業の内、以下の①～⑤は中小企業においても求められる最低限の事業である。よって大企業との格差是正の一環として、生活基盤の一助を図るための助成事業を実施する。

① 結婚祝助成金(加入年数に応じ) 10,000円～30,000円

② 出産祝助成金(子供の数に応じ) 5,000円～10,000円

③ 入学祝助成金 5,000円

④ 傷病見舞助成金 10,000円

⑤ 死亡弔慰金(被登録者・親族別) 5,000円～30,000円

なお、上記給付種別は数十年変わっておらず、特に中堅をなす40歳から50歳の勤労者はその年代において殆ど該当する種別がなく、給付を受ける機会が少ないため、今年度、既存種別の見直しや追加種別を検討する。

(2) 新入社員研修補助金

景気回復傾向に合わせ、雇用情勢も改善の兆しが出てきていることから、新入社員研修に関わる費用補助を新設する。但し、新規会員登録者に行われる研修を対象とする。

- ① 会場費用：使用料金の20%/1日最大5,000円（1企業年間3回まで）
- ② 宿泊費用：2,000円/1人1日（年間3日まで・自社内での研修も対象）
- ③ 社外研修参加費用補助：1,000円/1人1日（年間3日まで）

7. 各種保険助成事業

会員が安心して日々の生活を送ることを目的に、不測の事態に備える。

火災・自動車事故・労災等の各種共済保険、まさかの病気やけがに備える医療・がん保険等の受付窓口となり（1）～（6）について掛金の一部助成を行う。

- (1) 自動車事故見舞共済（掛金の15%を助成）
- (2) 交通事故傷害共済（初年度のみ掛金の20%を助成）
- (3) 火災共済（掛金の10%を助成）
- (4) 法定外労災保険（掛金の5%を助成）
- (5) 積立年金（掛金の1%を助成）
- (6) がん・医療保険（初年度のみ掛金の5%を助成）

8. 情報提供事業

毎月1回会報誌～いやしなびKPC～を会員向けに発刊し、最新情報を発信している。また、会員がセンターの提供する事業を円滑に利用かつ促進する観点から、提携施設の一覧や利用方法等を掲載した「ガイドブック保存版」を発刊している。また、募集の事業等をリアルタイムに情報発信できるモバイルサービス会員の増強も併せて実施している。

9. 施設貸与事業

中小企業勤労者等の福祉の増進や各種セミナー等の実施による文化教養の向上、またスポーツを通しての健康維持管理の観点から、会議室及び運動施設の貸与を行っている。貸会議室は18名収容が2室、81名収容が1室である。また、運動施設（グラウンド）は軟式野球場2面、テニスコート2面である。

10. 中小企業活性化事業

地域人づくり事業（処遇改善プロセス）として、「若者の定着率向上促進支援事業」を新入社員等の定着に悩む中小企業に対し行う。

社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家による経営・人事労務管理等の相談指導やセミナー等を実施することで、中小企業における若年勤労者の定着促進を支援する。

【収益目的事業】

1. 施設貸与事業

公益目的のために貸与する事業以外の貸会議室の貸与を行うもので、自社の会社説明会や展示会等、公益目的に当てはまらない用途について収益事業として区分している。また、運動施設（グラウンド）も同様である。

2. 不動産賃貸事業

旧KPC会館の跡地を駐車場用地として一括賃貸している。

【その他事業】

給付事業

一般的に大企業で実施している以外の慶弔給付で、当センターが会員の相互扶助の精神に則り次の給付事業を行う。

- (1) 成人祝助成金 5,000円
- (2) 金・銀・銅婚祝助成金（金婚30,000円・銀婚20,000円・銅婚15,000円）
- (3) 還暦祝助成金 10,000円
- (4) 退職金助成金（記念品、20,000円～100,000円）